

日米関係と沖縄 (1)

西川吉光*

序章 本土と沖縄の交流

●先史～中世期の日本と琉球

一般に先史時代の沖縄は、土器出現以前の旧石器時代と土器出現後の貝塚時代（新石器時代）に分けられ、後者は年代からいけば日本本土の縄文～平安時代に相当する。具志頭村（現在の八重瀬町）で発見された港川人骨は約2万年前のものとして、日本で初めて見つかった完全な形に近い旧石器時代人骨として有名である。顔の掘りが深く、手足が長いといった湊川人の特徴が縄文人に似ていることから、かつては縄文人の祖先、あるいは縄文人が南から渡って来た根拠とも解されてきたが、復元法の発達を受けた最近の研究では、横に広い縄文人の顔立ちとは相違しており、両者の関係は否定的に捉えられるようになってきている¹⁾。

琉球と日本本土との関係についてもっとも著名な研究としては、柳田国男の「海上の道」がある。柳田は日本の稲作技術は中国華南地方から南西諸島を海上の道として島伝いに北上してきたとの仮説を唱えた。しかるに、弥生時代に当たる時期の水田は沖縄ではみつかっておらず、南島から稲作技術が黒潮に乗って日本本土に伝播したという柳田の見解は今日では否定されている。むしろ、稲作などの技術は本土から南下して南西諸島に伝えられたと考えられている。

しかし、これは南西諸島と日本本土の交流が乏しかったということの意味するものではない。貝の道と呼ばれる、貝輪などの貝製品の材料となる南西諸島に生息するゴホウラ貝やイモガイが日本本土（九州から瀬戸内、さらに遠くは北海道まで）に大量に運ばれたことが知られており、弥生～古墳時代にかけて交易折衝のルートが存在していた。

飛鳥時代になると、推古24（616）年に掖久（夜勾・掖玖）の島人30人がやってきて日本に帰化したと『日本書紀』は記している。これが南西諸島と朝廷との関わりの初見である²⁾。620年（推古28年）8月にも、掖玖人2人が伊豆に流れ着いた記録が出ている。さらに629年（舒明元年）4月に田部連が掖玖に遣わされ、631年2月には掖玖人が帰化する等朝廷と南島の関わりが深まったかにも見えるが、その後は、吐火羅や舍衛からの漂着民の記録（654年、657年、659年）が散見されるのみで積極的な交渉へと発展することはなかった。

ところが半世紀を経過した天武朝の頃になると、南島の島々に関する書記の記事は増加し、記述もより具体的となる。677年（天武6年）には来朝した多禰（種子島）の島人を飛鳥寺の西の槻の下

*東洋大学国際地域学部：Faculty of Regional Development Studies, Toyo University

に饗したこと、679年（天武8年）には倭馬飼部造連を大使、上村主光欠を小使として多禰に派遣したとある。両使は681年（天武10年）に帰朝しているが、その際、多禰の図が献上され、その帰属が明らかとなった。翌682年（天武11年）には多禰人、掖玖人とともに阿麻弥人が来朝してそれぞれ禄を与えられている。南島人の来化を待つだけでなく朝廷が使節を派遣し、あるいは朝貢者に叙位で応える等南島への関心を俄に深めた背景には、律令集権国家構築の一貫としての国域拡大事業の推進という面もあるが、それに加えて、遣唐使の新規航路開拓問題が深く関係していた。即ち、当初遣唐使は朝鮮半島の西海岸にそって北上し、黄海を横切って山東半島に至るルート（北路）が利用されたが、676年に新羅が唐の勢力を駆逐し半島を統一した以後、日羅の関係が急速に悪化し、朝廷は新羅の領海を通過する北路に代わる新たな航路を開拓する必要に迫られたのである。

695年（持統9年）3月、朝廷は文忌寸博勢、下訳語諸田、刑部真木らに多禰の探検を求め、698年（文武2年）4月には文忌寸博勢ら8人が武装調査団として南島に派遣された。そして翌年7月には多禰（種子島）・夜久（屋久島）・菴美（奄美大島）、度感（徳之島）等が朝貢している³⁾。さらに707年（慶雲4年）には筑紫の太宰府に使者を送って南島人に位を授けたほか、元明天皇の714年には、少初位下の太朝巨遠健治らが菴美、信覚（石垣）、球美（久米）等の島民52人を率いて南島から帰京、やはり元明天皇の715年（霊亀元年）正月にも菴美、度感、信覚、球美の島民が進んで朝貢し⁴⁾、朝廷は蝦夷らとともに位を授け、720年（養老4年）11月には232人、727年（神亀4年）11月には132人の南島人がそれぞれ位を与えられている。

南島を朝廷の支配下に組み込むことの意義は、北路に代わり南西諸島を南下して東シナ海を横断する新規航路（南島路）を開拓するに当たって大きかったといえる⁵⁾。そして、南西諸島への須恵器の南下や水稻耕作技術の伝播も、恐らくはこの新航路開拓事業の過程で生じたものであろう。709年（和銅2年）頃には、多禰島には国司が置かれ、屋久島を含めて律令制の及ぶ多禰国が形成されるが、9世紀に入って入唐路が五島列島から江南を目指すルートに移ると南島経営の熱意は急速に薄れ、824年（天長元年）に多禰国は大隅国に併合となる。その後、遣唐使が廃止されるにともない、朝廷の南島に対する関心も、政治工作も途絶えてしまう。

なお、掖久、多禰、阿麻彌、度感等の名は登場しても琉球、沖縄という表現は記紀には出てこない。奈良～平安時代にかけて、政治支配が及ぶ日本の南境は種子・屋久付近までとするのが一般的な認識で、時代が下るにつれてこの線も南下するが、鎌倉時代に入った13世紀末でも、喜界島を含む菴美五島が南界の境域であった。その先の琉球が意識されるのは、14世紀の琉球王国登場が契機となり、臥蛇島等トカラ列島が琉球と薩摩を分ける境界として認識されるようになる。

沖縄の古称である「琉球」は、中国の呼称であり、倭国が南島との交流に乗り出す以前から、この地域の島々は大陸との接触・交渉を重ねていたと思われる。たとえば『隋書流求伝』には、煬帝による「流求」国攻略の話が出てくる。607年、煬帝は朱寛に海の彼方の異俗探検を命じ、朱寛は流求国に到達したが、言葉が通じぬこともありその慰撫に従わなかった。そこで煬帝は攻略を命じ、派遣された兵は流求国の宮室を焼き、男女数千人を虜として凱旋したという物語である。ただ

し、この流求が沖縄を示しているのか、あるいは台湾を指すのかは明確でない。時代が降り、明代の公式記録『明実録』に「琉球」の文字が見て取れる。ただし、中国人が呼ぶ琉球には、現在の沖縄県だけでなく奄美も含まれており、また中国では沖縄を大琉球、台湾を小琉球と呼ぶこともあった。これに対し、「おきなわ」の語が登場するのは「唐大和上東征伝」（779年）の「阿児奈波島」が最初で、これに「おきなわ」の文字をあてたのは新井白石とされる⁶⁾。

●近世日本と琉球

長い貝塚時代の後、12世紀頃から琉球でも稲作・畑作を中心とする農耕社会に移行し、集落は海岸部から農耕に適した台地に移る。この時代はグスク時代（10～14世紀）と呼ばれ、按司と呼ばれる土豪（領主）が台頭し、14世紀には有力豪族による琉球三山の抗争・鼎立時代を迎える。伝説によれば、1187年源為朝が運天港に上陸し、南部の大里按司の妹を娶って生まれた子、尊敦（そんとん）が国王に推されて舜天王となったのが琉球王国の起源（1187～1872年）といわれるが⁷⁾、中世の時代、大和の南島に対する認識は、流人や落人、権力闘争の敗者が流れ着く流離の地であった。

さて、この舜天王統は3代73年間続く。1260年、浦添按司の英祖王が王位を継ぎ、彼の時代に本土から仏教が伝来した。英祖王統は5代90年続くが、この王統後半、沖縄本島を北部、中部、南部に分かつ北山、中山、南山のいわゆる“三山分立の時代”となり、島はおおいに乱れた。

1350年、中山では察度が王位に就き、この察度王統は2代34年にわたって続いたが、その間、中国で明王朝が誕生すると、三山の実力者達は競って明への入貢を果たすことになる。1372年、明の太祖洪武帝の招諭を受けて察度王は使者泰期を送り、以後毎年入貢ようになる。続いて1380年には南山王、その3年後には北山王も入貢し、明から琉球国王が冊封を受ける慣例が開かれた。そのため朝貢による対明貿易をはじめ、留学生（官生）の派遣、中国人（福建人）36姓の那覇の久米村への帰化など琉明の通交は活発化し、琉球の政治、経済的、文化的発展の基が築かれた。明代270年間にアジア各国から明に対して行われた進貢の回数を比べると、日本が19回（13位）、朝鮮が30回（10位）、それに安南（ベトナム）が89回で2位であるのに対し、琉球は171回と、他国を圧して一位の座を占めている。この数値は、明が琉球を、海禁政策の下で南海等の産品を合法的に入手するための窓口位置づけに位置づけていた実態を如実に示すものといえよう。モンゴル勢力の南下を強く警戒する明は、琉球から大量の軍馬を調達、また火薬の原料となる硫黄や織物類を輸入したほか、アジア各地の特産品を琉球から購入した。他方、琉球は中国の産品をアジア諸国に供給して利益を得たほか、大型のジャンクを明から無償で提供され、これが琉球の外洋航海能力を高めることに役立った⁸⁾。

1406年、察度王統をほろぼし中山王となった尚巴志は、父の思紹を王位につけ第一尚氏王統が成立、1429年に2代尚巴志が三山を統一した。この第一尚氏統一王統は7代65年続き、その間、国家経営の基盤を海外との交易に置き、明王朝から冊封を受け中国との紐帯を強めるとともに、東シナ海の地の利を活かし中継貿易に乗り出し、日本、朝鮮はじめシャム、マラッカ、スマトラ、パ

レンバン、ジャワ等南方諸国との交易も盛んになる。第六代尚泰久王によって鑄造された「万国津梁之鐘」(1458年)の銘文には、「琉球国は南海の勝地にして、三韓の秀を鍾め、大明を以て輔車となし、日域を以て唇齒となす。此の二中間に在りて湧出する所の蓬莱島なり。舟楫を以て万国の津梁となし、異産至宝は十方刹に充滿せり」とある。またこの時期、仏教文化も興隆したが、第一尚氏統一王統の政情は未だ不安であった。そのような中、1470年に伊平屋島の百姓から身をおこし西原間切内間(今の西原町)の領主であった金丸が衆に推されて王位につき、尚円王を称し第二尚氏王統を樹立。この頃より社会は安定の方向をたどり、第3代尚真王(在位1477~1526年)の時代、即ち15世紀から16世紀前半にかけて琉球王国は海上貿易権を確立し、交易による繁栄はピークを迎える。琉球は中国をはじめ日本、朝鮮、東南アジア諸国と活発な交流を展開する海洋交易国家として、東アジア世界結節点としての役割を担ったのである。

しかし、朝貢を軸とする琉球王国の東アジア世界での通交・中継貿易の関係は、16世紀後半には国力衰退した明が中国船の海外渡航を日本を除いて許可し、中国商船が活発に東南アジア諸港で活動を始めたことや、日本商人の海外進出の活発化、さらにはスペイン、ポルトガルなどの南蛮勢力が東アジアの交易を掌握するようになったことから急速に衰退へと向かう。また尚真是按司の刀狩りを行うとともに、彼らをすべて首里城下に居住させ王室への反抗を止めさせる為、国王の専制支配を強化させた。しかし、これによって沖縄の防備は著しく手薄となり、それが約1世紀後の薩摩の侵攻を受けた際に惨敗を招く結果となった。日本を統一した豊臣秀吉は薩摩の島津義久を臣下とし、彼を通じて朝鮮出兵の際、琉球国王尚寧に軍役協力を命じるなど琉球に圧力をかけた⁹⁾。また徳川家康が全国を支配した後、鹿児島藩主島津家久は家康の許可を受け、1602年と1605年の二度にわたり幕府が漂着した琉球船を島津を通して琉球に転送させたのに琉球から何の返礼もなかったことを口実に、1609(慶長十四)年沖縄本島に出兵(兵員3千、船百隻)、尚寧を捕えて沖縄を征服するのである。捕虜として鹿児島に抑留されること2年、1611年の帰国に先立ち、家久は奄美大島五島(与論島以北)の割譲を尚寧に命じ、琉球は沖縄本島以下先島までとし、琉球王国を薩摩の管轄とし、負うべき貢租を示した。

さらにこの時尚寧は、「子々孫々に至るまで、背かない」旨の起請文を書かされ、連判を拒否した三司官は処刑された。これ以降も尚寧の子孫が琉球国を支配し、対外的には琉球国王と称したが、この「王」は将軍が島津を通じて与えた爵位であり、琉球国王の支配の仕方も島津が定めた「掟十五箇条」に規制された。琉球国の性格も、将軍が薩摩藩主島津に、他の大名に対する場合と同様に下付して与えた封土であり、島津は琉球国の石高と年貢額を決定し、検地もおこない、年々貢租を徴収していた。

こうして琉球国王は将軍の陪臣となり、琉球国は日本の領域になったが、幕府には明との復交を実現するため、明の冊封国である琉球を利用しようとする思惑があり、また薩摩藩にも異国を従える雄藩ぶりを誇示したいという動機から、薩琉関係を中国に隠蔽偽装する一方、琉球は独立国の外見を採ることを許され、国王の地位や中国との冊封関係もそのまま維持された¹⁰⁾。そのため琉球国王は、明に続き清国にも朝貢し、清国は琉球を朝貢国とした。清国への朝貢は、国王尚質の請願

があって世祖が1653年（四代将軍徳川家綱の時代）に彼を国王に封じ、二年一貢（2年に1回朝貢すること）としたことにはじまり、以後、冊封関係を基本とする琉中関係は1876年（明治9年）まで続く。琉球国王は使節を北京に派遣し朝貢の礼を行い、土産を貢物として清国皇帝に捧呈し、皇帝から賜物が授けられた。但しこの関係は形式的なもので、実質的な支配・被支配の関係はなく、二百数十年にわたり薩摩藩が貢租を徴収し、藩法を施行しても清国からは一回の抗議も異議もなかったし、琉球に清国法が施行された事実もなかった。薩摩藩は鎖国下において琉球の清国への朝貢によって対外貿易の経済的利益が期待できたこともあって、朝貢を黙認したばかりか、時代が下り藩財政が窮乏するや琉中貿易の拡大を促すべく積極的に関与、介入することになる。このように、人種的にも文化的にも日本の一部分である沖縄＝琉球王国は独立国家の体裁を保ちながらも、江戸時代を通して表向きは清国に、実質的には薩摩藩に服属していた（日中両属体制）。

そして中国大陸と日本、さらには交易で流入した南方の影響も受けた独自の文化を築き上げていくことになるが、幕末、この琉球にも西欧の軍艦が訪れるようになり、フランスの軍艦が通商とキリスト教の布教を求めて1844年と46年の二回にわたり来航した。通商は拒否され、布教も宣教師の熱心な活動にもかかわらず、厳しい禁教政策のため成功しなかった。その後、後述するようにペリー艦隊が来航、ペリーは1854年に日米和親条約を調印したほか、琉球と必需品などの自由購入などを内容とする米琉修好条約を調印した。翌年にはフランスと、また59年にはオランダとの間にほぼ同様の条約が締結されている。

序章 注釈

- 1) 『朝日新聞』2010年6月28日。
- 2) 宇治谷孟『日本書紀（下）』（講談社、1988年）108ページ。
- 3) 宇治谷孟『続日本紀（上）』（講談社、1992年）24ページ。
- 4) 宇治谷孟『続日本紀（上）』（講談社、1992年）154～5ページ。
- 5) 森克己他編『海外交渉史の視点1』（日本書籍、1975年）120ページ。
- 6) 琉球と沖縄という二つの表記があるが、まず「琉球」については、中国の史書には古来より琉球、流鬼、留求など種々の表現で取り上げられていたが、明の太祖が瑠球を「琉球」と改めて以来、それが対外関係上の正式な国名となり、日本や朝鮮もそれにならったといわれる。琉球に対して「おきなわ」の語は、「阿児奈波島」の表記が奈良時代に見られ、その他にも悪鬼納、浮繩等の記述が見られるが、「おきなは」と最初に表記したのは長門本「平家物語」であり、はじめて「沖縄」の文字を使用したのは新井白石の「南島志」（1717年）だといわれる。外間守善『沖縄の歴史と文化』（中央公論、1997年）32ページ。
- 7) 琉球王国の正史『中山世鑑』や『おもろさうし』等では、12世紀、源為朝（鎮西八郎）が現在の沖縄県の地に逃れ、その子が琉球王家の始祖舜天になったとされる。この話がのちに曲亭馬琴の『椿説弓張月』を産み、また日琉同祖論とも関連づけられて来たが、伝承の域を出るものではない。
- 8) 高良倉吉『アジアのなかの琉球王国』（吉川弘文館、1998年）63、64～8ページ。
- 9) 明の冊封国であったため、尚寧は秀吉からの朝鮮出兵協力は拒否したが、文禄・慶長の役で日本軍が朝鮮半島に攻め込んだ時には兵糧米を提供し、兵站の一部を担っている。
- 10) 村井章介『海から見た戦国日本』（筑摩書房、1997年）104ページ。

第1章 沖縄に対する戦略的評価の日米異相：幕末～戦前期

1-1 幕末期アメリカの沖縄に対する戦略的評価

アメリカが沖縄の持つ戦略的価値に着目するようになったのは、19世紀半ば、中国貿易が活発化し、それに伴う太平洋横断汽船航路の開設、さらには太平洋における捕鯨船の避難・寄港地獲得の必要性等が米国内で持ち上がった時期に溯ることができる。即ち、アメリカが太平洋への発展を自ら意識し始めるや、それと軌を一にして、沖縄諸島の存在も日本列島と同様に、彼らの関心をひくところとなった。日米関係の文脈において沖縄は、日本側ではなく、米側によってまずその地政的価値が注視されたのである¹⁾。

●アメリカの西進と太平洋への進出

フロンティアを求めての西漸運動が本格化するにつれ、アメリカのアジア貿易も増加しつつあった。そのため1830年代に入るとアメリカ政府もこの地域への関心を深め、1832年ジャクソン大統領がエドモンド・ロバーツを東南アジアへ派遣し、タイ等と通商条約を締結させた他、39年にはマーティン・バン・ビューレン大統領がチャールス・ウルクスに太平洋の探検に当たらせている。ウルクスはサモアの戦略的重要性等について調査を行ったが、歴史家トーマス・マコーミックが述べているように、この39～42年にかけてのウルクスミッションにより、アメリカは太平洋に最も精通した国家となったのである。またハワイについては、1820年ニューイングランドの宣教師団が同地に赴いて以降正式な外交関係が結ばれ、既に貿易も活発化していた。そのため、テイラー大統領は英国等に対しハワイの主権を侵害せぬよう警告を発し、ハワイに関心を寄せるヨーロッパ諸国の牽制に努めた。

アメリカの対中国貿易の起源は意外に古い。1784年エムプレス・オブ・チャイナ号がニューヨークより希望峰を回って広東に到着、朝鮮人参と絹を交換したのを契機として、以後広東を中心に、米英戦争の一時期を除き両国の貿易は継続されていた。その後英国が中国に進出するようになると、アメリカの対中関係は英国に追随する形で展開していった。アヘン戦争によって英国が南京条約を締結するや、テイラー政権の國務長官ダニエル・ウェブスターは下院議員カレブ・カッシングを清国に派遣し、44年望厦条約（米清通商条約）の調印により、5港の開放に加え、英国と同様、最恵国待遇と中国における領事裁判権、治外法権の獲得に成功する。これによってアメリカの対中貿易は今まで以上に増加し、英国に次ぐ量となるが、さらに58年には他の列強と共に天津条約を締結し、中国国内でのキリスト教布教の自由や貿易保障等の権利を清国に認めさせている。こうした対中貿易の発展に伴い、日本とも清と同様の条約締結をめざす動きが生まれ、1845年2月、下院特別統計委員長プラットは、米国の通商拡大のため、日本・朝鮮との国交樹立を目的とする使節の派遣を提案している。

また当時、英国と競い中国市場への進出拡大を図ろうとしていたアメリカにとって、最大の課題は、太平洋横断汽船航路の開拓・整備であった。アメリカが日本周辺に目をつけたのは先の通商上

の要請に加え、あるいはそれ以上に、太平洋横断汽船の寄港地・補給地獲得の必要という事情に行き当たる。当時の蒸気船では石炭補給基地のない太平洋を横断することができなかった。そのためアメリカからアジアへの航路は、ヨーロッパに向かうのと同じく大西洋回りとならざるを得なかったのである。1848年5月、下院海軍委員のキングは、太平洋岸の米国領から上海・広東に至る汽船航路の開設を勧告しているが、そこでは大圏コースを前提に、アリューシャン列島に沿った後、津軽海峡を通過し、日本海を経て済州島付近を通り、上海に至る横断航路が想起されており、また冬期における津軽海峡の悪天候を考慮し、冬場は琉球諸島²⁾東方に航路をとることを推奨している。日本あるいは琉球を補給基地として太平洋航路が開かれれば、アジアとの距離は一挙に半分に縮まる。炭庫に場所をとられなくなる分、貨物庫にも余裕が生まれ多くの貨物を積載することも可能となる。アジアでの市場獲得競争に勝つには、どうしても石炭供給可能な寄港地が必要であり、日本及び琉球はその絶好の候補地だったのである。

さらに加えて、捕鯨船員に対する遭難救助体制の確立という要請も存在した。南北戦争前のアメリカは、照明や潤滑油のほとんどを鯨油に依存していた。捕鯨業が勃興したのは17世紀初期のことで、当初は、ニューイングランドのコッド岬、ロングアイランド、ナンタケット島等が漁場であったが、ノルウエーをライバルとして次第にエスカレートし、北氷洋からニューファウンドランド、グリーンランドへと拡大していった。当時、最も良質で商品価値の高かったのは、スパームオイルと呼ばれる抹香鯨の油であった。抹香鯨は大群をなして回遊する習性を持ち、捕らえやすいという利点もあった。アメリカの捕鯨船はこの抹香鯨を追って1820年ころからカムチャッカ半島近海からオホーツク海、さらに太平洋に進出、金華山沖にまで姿を見せるようになっていた。1840年代半ば、アメリカの捕鯨業は黄金期を迎え、日本近海で操業する船の数は300隻にも及んだという。それに伴い、難破して日本に漂着した乗組員の取扱いについてトラブルが生まれるケースも度重なり（1846年のローレンス号遭難事件、48年のラゴダ号事件等）、捕鯨船の避難、補給の根拠地として、日本にその開国を求める動きが強まったのである。

こうした状況の下、アメリカも日本への接触を開始し、1837年にはモリソン号を江戸に、また先のプラット決議案を受けて国務省は46年7月にも東インド艦隊司令官ビッドル指揮の軍艦2隻を江戸湾（浦賀）に差し向けたが、いずれも目的を遂げることができなかった。1851年5月、東インド艦隊司令官オーリックは、サンフランシスコに来ていた日本人漂流民を送還する機会を捉えて対日通商関係の樹立を開始すべしとの献策をなしたが、この案に関心を持ったウエブスター国務長官はそれをフィルモア大統領に取り次いだ。その結果、51年5月、オーリックは遣日特使の信任状を受けられたのだが、その後オーリックが部下とのいざこさが原因で罷免されたため、彼の後任であるペリーが日本開国の任を帯びることになる。

●ペリー艦隊の琉球寄港

1853年7月8日朝、M・C・ペリー司令官の率いる蒸気船2隻、帆船2隻からなるアメリカ艦隊が伊豆半島沖に忽然とその姿を現し、江戸湾入口の浦賀沖に投錨した。ペリー来航の目的、それ

は前年11月5日国務長官代理コンラッドがケネディ海軍長官に宛てた書簡に明らかである。同書簡は、対日交渉の主目的として以下の三つを挙げていた。

- (1) 日本諸島で難破し、もしくは荒天のため日本の諸港に非難したアメリカ船員の生命財産を保護するため恒久的な協定を結ぶこと
- (2) 食料・薪水等を補給し、もしくは災害の際は、航海を続行することを可能ならしめるような修理をするため、アメリカ船舶が日本の一港以上に入るのを許されること。日本列島の一つにおいてではなくても、少なくとも近海にある小さな無人島に、一ヶ所の貯炭所を設置する許可を得ることがきわめて望ましい。
- (3) アメリカ船舶がその積荷を販売もしくは交換する目的をもって、日本の一つ以上の港に入る許可を得ること³⁾

ペリーの乗る旗艦サスケハナ号(2450トン)は、英国海軍も未だ保有していない当時としては世界最大級の蒸気軍艦であった。鎖国下の日本では大船建造が禁止されており、当時の日本人が見たのはせいぜいが千石船(150トン積載)程度であったから、黒船はその存在だけで太平の眠りに浸っていた日本人を圧倒したことは想像に難くない。しかも、江戸湾砲台の整備に着手していたとはいえ、53年当時の備砲は全部で98門、うち50ポンド以上の大砲はわずか11門に過ぎなかった。これに対し黒船艦隊は60~80ポンドの大砲を70門前後も装備しており、“閉鎖的平和小国”日本に対する示威行動としては十分に過ぎるものであった⁴⁾。

この軍事的威圧の下、ペリーは日本に開国を迫り、翌年その目的達成に成功、そしてこの出会いを機に、現在へと至る日米両国の関係が展開されていくことになるが、実は浦賀の地はこのペリー艦隊にとって我が国初の寄港地ではなかった。ペリー艦隊は浦賀に至る前に実は那覇に寄港しており、琉球滞在の後、那覇港から江戸湾をめざして航海してきたのであった。

ペリー来日までの航跡を辿れば、1852年11月24日ミシシッピー号に乗艦し、ノーフォークを出たペリーは、西回りでは日本を目指す。マディラ、セントヘレナ、希望峰、モーリス島、セイロン、シンガポールと寄港した後、53年4月7日、ペリーは艦隊終結地の香港に着いた。そして5月23日、旗艦に指定されたサスケハナに乗艦し、ミシシッピー、サブライ、カプライスの3隻を率いて上海を出港した後ペリーは、直接日本本土をめざすのではなく、まず琉球に向かったのである。

ペリー艦隊はなぜ、日本本土を訪問する前に琉球に立ち寄ったのであろうか。その理由は、江戸幕府との交渉に失敗した場合、琉球の主な港を占拠する計画を立てていたからである。ペリーの『遠征記』は記している。

「提督は事故によって日本の海岸に漂着したアメリカ市民の待遇に関して日本政府の釈明を要求し、合衆国政府はもはやかかる行為を忍ばざることを声明し、アメリカ船舶のために少なくとも一つ或いはそれ以上の日本の港を開港せしめることに努力し、もし能ふならば公正にして平等なる基礎に基づいて、同帝国と一条約を協定し、又一般条約を結び得ざる場合には、通商を行ふことができるやうな最善の条約を結ぶ筈であった。・・・提督は、アメリカ市民に対する酷遇救済の要求に

関する自分の使命の目的が容易に達せられると信じたが、それにも拘らず、如何なる失敗をも防ぐ準備を行った。もしも日本政府が協定を拒絶するか或いは又吾が商船或いは捕鯨船集散の港を指定するのを拒むならば、日本帝国の属国たる大琉球島をアメリカ国旗の監理の下に置かうと用意していた。もしそれが必要ならば、アメリカ市民に対して行った周知の無礼凌辱への抗議を理由としてこのことを行ふ筈であった。』⁵⁾

圧倒的な軍事力を誇るペリー艦隊であったが、防御上必要な場合を除き、その軍事力の物理的行使は慎むよう本国から規制を受けていた。そのため、万一軍事的プレゼンスの威圧だけでは日本政府がアメリカの求めに応じず、「交友、通商、石炭と食料との供給および我が難破船の保護」という外交目的を達成できない場合には、幕府に一層の圧力をかける手段として、(そして日本本土にかわる物資の供給地として) 琉球及び小笠原諸島の占拠をペリーは密かに考えていたのである。

マディラ島寄港の折り、ペリーはケネディ海軍長官宛に書簡を出している(1852年12月14日付)が、その中で「もしも日本政府が本土においてかかる港を供与するのに反対し、武力と流血に訴えることなしに港を獲得することができないならば、その時は艦隊が、良港を有し水と食料を獲得する便宜を持つ日本南部の一、二の島(=琉球諸島)に艦船集合基地を設営し、かつ親切・温和な待遇によって、住民を懐柔し、友好的関係を実現することは、まず最初に望ましいことでもあり、かつまことに必要なことでもあろう」と、指示を仰いでいる。しかも、薩摩藩が琉球に圧政を強いていることも熟知していた彼は、琉球諸島の占拠は島民の解放にもなり、道徳律からも正当な処置として考慮さるべきだと論じている⁶⁾。「幸いにも、日本及び太平洋上の他の多くの島々は、今なお、この非良心的な政府の手に触れられずに残っている。しかも、そのあるものは、合衆国にとって非常に重要となるよう運命づけられている通商路に横たわっているので、直ちに十分なる数の避難港を獲得するための積極的な手段がとられなければならない」とペリーはケネディに上申するが、東アジアへの進出をもくろむ他の西欧列強の手に墜ちぬうちに琉球を自らの手中に収めるべしと説くペリーは、日本、中国への前進基地としての琉球の戦略的価値の高さを見抜いていたのであった。

こうした意図と戦略の下、5月26日那覇に到達したペリーは、石炭資源の調査等をするとともに、6月6日首里の王宮に琉球国王を訪ねた後、9日からはサスケハナ、サラトガの2隻で足を伸ばして小笠原諸島の調査を実施する。「まもなく我が太平洋諸港の一つとシナの間開設されると信ずる郵便汽船ラインのため連結環もしくは適当な停泊地を提供することについて、しばしば訪れる便宜のある地として、那覇港及びポーニン(小笠原)諸島の主要な港に、巡航のはじめからずっと目をつけてきた」と述べるペリーは、父島の二見港内の土地を同島植民者の代表セーボリから買取するとともに、購入した土地管理の全権をセーボリに委任した後、同月23日に那覇に戻っている。そして7月2日、ペリー艦隊の4隻は那覇港を出て江戸湾を目指したのである(輸送船のサブライは、監視のため那覇に残留する)

そして第一回の幕府との交渉を終えた後、ペリー艦隊は再び那覇港に入港する(7月25日)。三度目の琉球訪問である。翌日、ペリーは通訳のウィリアムズ博士と参謀長のアダムス中佐を琉球政府の下に派遣し、生鮮食料品の確保に協力を促すとともに、貯炭所として適当な建物の借り入れま

たは新築、休息所の継続使用、それに米国人に対する密偵の廃止等を要求した⁷⁾。しかし、琉球側がこれに難色を示し、また28日の琉球王国総理官らとの交渉でも琉球側が米側提案を拒絶しようとしたため、強硬策を執ることを決意したペリーは突然席から立ち上がり、明日の正午までに無条件譲歩をしない場合には、200名の兵士によって首都首里に進軍し、王宮を占領すると宣言し、一方的に退出した⁸⁾。驚いた琉球政府はすべての要求を呑んだ。こうしてペリーは、日本が拒絶した場合に備えて琉球を確保することに事実上成功する。8月1日、ペリー率いる2隻の蒸気船は香港に向けて出発したが、プリマスだけは引き続き琉球に残し、琉球、小笠原諸島の観測、調査に従事させている。ペリー艦隊出港2日後の同月3日、貯炭所は早くも完成をみている。8月7日香港に到着した後、ペリーはマカオに居を借り、同地で日本再訪の構想を練る。当初、ペリーは54年3月頃までこの地に滞在するつもりでいたが、53年11月末、やはりマカオに滞在していたフランスの提督が行き先を告げずに急遽出港。またロシア艦隊のプチャーチンが12月末、中国を去って長崎に向かったとの情報に接したことから、ペリーは年明早々琉球に戻る決心をする⁹⁾。

●フランスの動向と本土に先立つ開港

アメリカだけではなく、中国への経済進出で英国と競り合っていたフランスも琉球の存在に着目していた。フランスはインドの経営においてイギリスとの競争に敗退したが、インドシナの経営に着手し、また清国と黄浦条約を結んで極東に進出するに及んで琉球に着眼、1844年には宣教師フォルカドを強いて那覇に上陸、滞在させていた¹⁰⁾。ところが翌年、イギリスの軍艦が来航してフランス人の状況を視察し、さらにまた46年にもイギリスの軍艦が渡来して、医師であり宣教師でもあるベッテルハイムを琉球に上陸させたのである。いずれもフランスへの牽制が目的であった。また同年五月、フランス東インド艦隊司令長官セシュ（海軍少将）が軍艦二隻を率いて琉球運天港に来航、武力を背景として強硬に通商条約の締結を求めた。しかし、琉球国政府は国土偏少・物資欠乏の理由をあげてこれを拒否、そこでセシュも新たに宣教師ル・ジュルジを残し、先のフォルカドをともなって琉球を去っている。

一方、こうした情勢に直面した薩摩藩は、到底武力で琉球を防衛できず、しかも琉球が陽に清国に服し、陰に薩摩の支配に服する日清両属の関係にあったこともあってフランスの通商要求を露骨に退けることもできないと判断、しかしまた、幕府の手前、独断で交渉を許すわけにもゆかず処置に窮した挙句、江戸藩家老調所笑左衛門を幕府老中首座阿部正弘に遣し、通商拒否の貫徹が困難であること、琉球に限って交易を許してはどうかとの伺いを立てている。阿部正弘も、琉球交易によって時間を稼げれば、それは本土にとっても好都合と判断、建前上は老中評議では薩摩藩に琉球への派兵を決議しながら、島津斉彬らと協議、また將軍家慶の裁可をも取りつけたうえで、場合によっては通商開始もやむをえずとして、琉球に限り密かに貿易を行うことを幕府も黙認することとし、その旨同藩に指示したのである。

しかるに、琉球ではその後も英仏軍艦の来航は続いたものの、両国とも琉球に通商を強要することではなく、1848年には滞在していたフランス宣教師も引き揚げている。この年、本国で2月革命

がおこり国王ルイ・フィリップが失脚したこと、またイギリスがたえず琉球におけるフランスの行動を監視していたこともあり、フランスは琉球から手を引くことを決意したものと思われる。公然たる開港の事態には至らなかったが、英仏、特に琉球でのフランスの行動は、幕府の鎖国政策が正に破綻の寸前にきていたことの証左にほかならなかった。だが当時、琉球で起きていた問題は国内では極秘に付され、またそれを日本全体の問題として真剣に受け止め、幕府内部で論議されることもないままに、我が国はペリーの来航を向かえたのである。

●那覇条約締結と米兵による犯罪の発生

さてアメリカの動向に話は戻るが、1854年1月14日、香港をサスケハナ号で経ち過再度日本に來航したペリーは、この時もまず那覇に立ち寄っている（1月20日）。今回もペリー一行は琉球の地理、農工業、社会や民情等を徹底的に調査し、またペリーは二度目の王宮訪問を果たしている。

「同島に対する提督の目的は、今までに十分成就された。石炭貯蔵用の建物が完成され、疾病者およびその他陸上に居住するの必要ある任務を帯びた艦隊員の宿泊にあてる寺院を手に入れ、艦隊に必要な物資をも手に入れた。当局者は時々僅かに躊躇しながらも、色々な必需品に対する支払いを續いて受け取ったし、時代に売却を喜ぶやうになる共に、漸くより高い価格を要求するやうになった。アメリカ人と同島住民との友好が彼等の利益を大いに増したことは疑ひなかった。」¹¹⁾

『遠征記』はこう記しているが、この段階で既に琉球は、アメリカ東インド艦隊の重要な前進拠点と化していたといえよう。

琉球島民の対米感情好転に満足した後、ペリーは江戸へ向かう。そして和親条約締結の大仕事を果たし135日に及ぶ本土滞在の後、下田を出たペリー艦隊はまたも那覇に寄港（7月1日）する。神奈川条約と同じ内容の条約を琉球と結び、那覇を正式に開港させるためであった。琉球側は既に日米和親条約締結の事実は知っていたが、清国や薩摩藩の手前もあり調印に躊躇した。しかしペリーの強い要請の前に、ついに7月11日、那覇条約が結ばれた。老中首座阿部正弘と薩摩藩主島津斉彬の約束で、琉球問題は薩摩一任となっていたが、薩摩藩のなし得ることは、ただ同条約を追認することだけであった。

7月17日、ペリー一行は那覇を後にして香港に向かったが、この5回目の、そして最後の琉球來航の直前、貯炭所管理のために琉球に残っていた軍艦レキシントン乗組のボアードら3人の米兵が民家に闖入して酒を奪って泥酔した挙句、他の家に押し入って若い女性にナイフを突きつけて乱暴しようとした事件が発生している。女性の悲鳴を聞きつけた近所の者たちに騒がれ、石を投げつけられながら逃走する途中、ボアードは海に落ちて溺死した（ボアード事件）¹²⁾。ペリー艦隊の規律は高く、この出来事がペリー來日中に起きた唯一の不祥事であったのだが、それが琉球の地で生じたことは、その後の歴史を見ると暗示的でもある¹³⁾。

・総括

西太平洋への本格的進出に伴い、アメリカは早くも琉球諸島の戦略的価値に着目、しかも本土

(薩摩藩)と琉球の軋轢をも熟知したうえで、自らの対日政策を有利に展開させる意図の下に、その解放という名目まで繰り出して琉球の占領を画策したのである¹⁴⁾。その訪問回数の多さもさることながら、ペリーの『遠征記』全25章のうち6章、全体の実に $\frac{1}{4}$ が琉球に関する記述に割かれていることから、如何にアメリカが琉球を重視していたかを窺い知ることができよう。

この間、幕府は自らのペリーへの対応に精一杯で、琉球の取扱いを検討するような余裕は全くなかった。しかもペリー来航前、仏軍艦の琉球開港要求に直面した際、琉球問題を、幕府自身が早晩直面し、解決を迫られる問題として受け止め、対列強対処策検討の資として活かそうとする動きは皆無であった。対処の余裕があっても、琉球問題は個別特殊な辺境問題として、片付けられたのである。

日本近代史が、そして日米関係の幕が切って下ろされる前夜、早くも我々は、“アメリカの琉球への強い関心”と、それと裏腹な“日本政府の無関心”という現代にまで続く極めて対称的な構図をそこに見出すことができるのである。

1-2 明治期日本の沖縄に対する戦略的評価

明治維新後、新政府は外務省を設置(1869年)、列強相手の条約改正を中心とした諸交渉とともに、ロシア相手の北方領土確定(千島樺太交換条約:1875年)等の国境確定交渉やアジア諸国との関係再編に乗り出した(日清修好条規:1871年、日朝修好条規:1876年等)。そのような状況の中で、維新政府は琉球と関係を持つことになるのだが、近世以来、日清両属の関係を保っていたことから、事態は複雑な展開を見せることになる。

●琉球処分と沖縄

1871年9月13日、明治政府は、朝鮮の宗主国である中国(清国)と対等の国際的地位の獲得を目的に日清修好条約規を締結したが、その際、両国間で処理せねばならぬ問題の一つとして、日清両国に帰属した歴史をもつ琉球王国の扱いがあった。だが、千島樺太交換条約締結(1875年5月)後、琉球の日本編入問題が国境確定作業の最後に残ったことから窺えるように、新政府は琉球の日本帰属化にさほど積極的ではなく、71年8月の廃藩置県実施にあたって、琉球王国をとりあえず鹿児島県の管轄下に置いただけであった。ところが71年12月、南台湾の八瑤湾、牡丹社近くに漂着した琉球船の乗員(宮古・八重山島民)66人中54人が生蕃パイワン族に殺害される事件(牡丹社事件)が発生したことを契機として、政府部内で琉球問題が俄に脚光を浴びることになる。

即ち、琉球王国が鹿児島県の管轄とされたことから、鹿児島県官奈良原繁と伊地知貞馨は72年2月琉球に渡り、翌3月4日、琉球王国の首脳に本土の変革を告げ、琉球の政治改革を命じるのであるが、彼らの琉球滞在中、牡丹社事件で辛くも生き残った12人が清国福州から那覇に送還されてきたのである。通報を受けた鹿児島県参事大山綱良は、政府に事件を報告、併せて責任追及のために台湾に出兵するよう建議した¹⁵⁾。西欧列強と同様に対清関係での優位な地位の獲得をめざしていた明治政府にとって、牡丹社事件は対清外交を有利に進めるための好都合な事案と映った。但し

出兵を正当化するには、その前提として、そもそも遭難民が日本人であること、つまり琉球の日本帰属を明確化させておく必要があった。そこで政府は72年9月14日、参朝した琉球使節に対し、中山王尚泰を琉球藩王とし華族に列する旨宣告（琉球藩の設置）するとともに、同月28日には琉球藩の外交事務を鹿児島県から外務省の直轄に移管し、今後琉球藩と各国との交際事務は一切日本外務省の管轄となることを諸外国に通告した。琉球王国を廃し琉球藩を設置することは、日本国家の集権統合化政策の一環として政府部内では織り込み済みの規定路線だったとも言われるが、牡丹社事件後、それまでに比して迅速な措置が取られたことは事実である。しかし、中国は日本の主張を認めなかった。73年3月に副島外務卿が日清修好条約規批准のため清国入りし、6月にはその副使である外務大丞柳原前光と清国総理衙門大臣の会合がもたれたが、中国側は、琉球、台湾ともに清国の領土であり、殺害は国内問題にすぎないと主張した。

その後の経過を概観すれば、74年5月17日、台湾蕃地事務都督に任じられた西郷従道の率いる日本軍が出兵に踏み切り、22日台湾に上陸。その後74年10月31日、日清両国で結ばれた互換條款（北京条約）において中国側が、賠償金支払いに加え、今回の日本の出兵を日本国属民への加害行為に対する“保民義挙の行為”と日本が主張することに反対せず、文面上も琉球島民を「日本国の臣民」とする表現を認めたことから、台湾問題はひとまず解決した。そして大久保内務卿が琉球における沖縄県設置に向けて動いた。清国の光緒帝への慶賀使節派遣が琉球で取り沙汰されているのを見て、清琉の宗属関係を断ち切るべく、75年5月内務大丞松田道之を琉球に派遣し、清国に対する朝貢、冊封の禁止等7項目の命令書を厳達する。だが、この措置に対して琉球内部には強い不満が生まれた。置藩以前の状態への復帰を希求する琉球藩王は本土に嘆願をなす一方、76年12月には密使を琉球館のある清の福州に派遣し、明治政府によって朝貢が阻止されている実情を訴えるとともに、清国軍の援助を求めた。何如璋清国駐日公使も日本に抗議を申し入れ、琉球問題は一躍両国の重大懸案となった¹⁶⁾。

しかし明治政府は琉球を本土に一体化する政策を一方向的に進め、西南戦争後の79年1月、松田が再び琉球を訪れ、督責書を現地当局に交付したが、琉球側はこれに応じなかった。同年3月、松田は官吏32人と警察官160人、それに熊本鎮台から派遣された400余の軍隊（沖縄分遣隊）を従えて三度琉球に出向き、同月27日、琉球王国（藩）を廃止し沖縄県を設置する廃藩置県の達書を交付、藩王尚泰に対して同31日までに首里城の明け渡しを命じ、これを接收した（琉球処分）¹⁷⁾。そして那覇の内務省出張所に琉球処分官出張所及び沖縄仮県庁を開設、こうして琉球の統治権を尚泰から奪い、尚泰に東京在住を命じた。尚泰はこの措置に抵抗したが、結局5月27日、琉球を離れて東京へ向かい、ここに琉球の本土への統合は完成し、琉球王国は解体させられたのである（県令には鍋島直彬が任命された）¹⁸⁾。明治政府は軍事力を背景とした強圧的な手法で琉球の外交権を接收し、日本の国家領域に取り込むことでこの問題に決着をつけたわけだが、清国はこの処分を認めようとせず再三にわたって抗議を繰り返すなど両国の関係は悪化した。

折しも1879年5月、アメリカの前大統領グラントが世界漫遊の途次清国を訪問した際、直隸総督李鴻章より日清関係斡旋の依頼を受ける。続く日本訪問時、グラントは明治天皇に、琉球諸島を

分割し外国からの干渉を受けぬようにすべきであると建言するが、この頃日本側には、1871年に調印された日清修好条規を欧米諸国と清国との条約並に改定したいとの思惑があった。清国が欧米に認めているのと同等の待遇を日本にも認めさせ、これを諸外国との不平等条約改正の梃子として活かそうと考えたのである。そこで80年3月、井上外務卿は、(1)台湾に近い宮古、八重山両諸島を清国に分割する(2)その代償として、1883年まで有効の日清修好条規を改正期限前に改正し、清国在留日本商人に列強商人と同等の内地通商権を認めさせるとの新方針(琉事存案)を太政官に提出。同月、竹添進一郎天津領事は清国の李鴻章に分島(宮古、八重山両諸島の清国への譲渡)と修好条規改訂(最恵国待遇条項の追加)を提案する。そして同年8月より日清両国の外交交渉が北京で開始されたが、李鴻章は日本の琉球領有を拒否せんとする意図から琉球三分割案(北部の奄美は日本領、南部の先島は清国領とし、中部は琉球王国として独立)を提案し、日本はこの清国案に強く反対する。しかるに、たまたま露清間にイリを巡る国境紛争が生じたことから、清国は事態の紛糾と日露挾撃を恐れ、日本の主張どおり琉球分島、日清修好条規改定(最恵国条項付加)について合意が成立した(80年10月21日)。しかしその後、清国内部に対日警戒論が高まり、また国境問題が清国の有利に展開したことから李鴻章は皇帝に同案の調印延期を上奏、皇帝もこれを容れたため、結局、改約分島構想は廃案となり日清間の調印を見るに至らなかった。最終段階での交渉決裂は、日本外交に打撃を与えると共に、日清両国に戦争準備の機運を呼び起こすことになるが、やがて日清間では朝鮮をめぐる対立が先鋭化し、結果、琉球問題は後景におしやられ、その間、日本は処分を断行し沖縄に対する統治権を確立させていくのである。

このように、国境確定を急ぐ明治政府は、琉球側が執拗に旧状への復帰を求めたにも拘らずこれを容れず、清国との関係を悪化させても敢えて琉球の日本単独帰属にこだわったわけだが、明治政府が琉球の接收に執心した最大の理由は、当時、近代化を急ぐ日本がその導入をめざしていた欧州的な国際関係秩序の論理から、日清両属という二重忠誠の存在は到底認め難いものであったからである。華夷秩序を打破し、近代国際法体系を受容するうえで琉球処分は避けて通れぬ措置であった。だが、これを言い換えれば、沖縄の地政的環境や戦略的価値自体に目を向け、それを日本の外交・安全保障政策に活かす狙いから同地域を日本の領域に組み入れるための施策ではなかったということである。一方では近代国家構築の要請から、国家統一の論理を押し出し、もとより自国領として沖縄を取り込みながら、他方では対清外交の取引材料としていとも容易く宮古・八重山の割譲を持ち出すという矛盾した政策が平然と採られたことも、そうした明治政府のいわば「本音」を物語っている。当時の日本の指導者に、一部とはいえ琉球を日本の領域から自主的に手放すことにさほどの抵抗感がなかったという事実は見落とすべきではあるまい。古来よりの日琉交流や琉球が持つ地政的な価値を正しく認識し、あるいは幕末におけるペリーの行動等も勘案するならば、同地の確保と拠点防衛の観点から、廃藩置県と同時に琉球置県あるいはこの地の直轄化等も検討されてしかるべきが、そのような動きはなかった。明治政府が琉球処分問題を重視したのは、台湾出兵の条件作りや華夷秩序打破・近代国際秩序の受容と参入という国家戦略に起因するものではあっても、琉球・本土一体の意識や琉球列島への地政的評価に根ざしての所作ではなかったのである¹⁹⁾。

こうした当時の戦略感覚は琉球への軍隊派遣の主目的が、対外脅威への対処や戦略拠点の確保などではなく、あくまで島内治安の維持に着眼するものであったことから裏づけられよう²⁰⁾。即ち、琉球処分直前の1878年12月、伊藤博文は松田道之の第二回琉球出張の直前、(調査結果を踏まえ、)全14条からなる「琉球藩処分方法」案作成を命じ、これを太政大臣三条実美に提出しているが、その中で、松田は、「(琉球藩王に東京在住を命じること等)以上数件ノ処置ヲナスニモ将来県治を行フニモ、厳威ヲ示シ実力ヲ備ヘテ、以テ凶暴ヲ予防シ安寧ヲ保護セザル可ラザルニ付、相応ノ戍兵ヲ要ス」とし、狂暴な士族の反抗を未然に防止し、琉球社会の安寧と秩序保持のためには反抗に対処する軍事力が必要不可欠であると論じ、「(琉球)処分ヲナスニ当タリ土人狼狽騷擾スルハ必然ニ付可成(なるべく)説諭スヘシト雖モ若シ狂暴反人ノ所為ニ及フト視認(みとむ)ルトキハ分営に謀り兵威ヲ示シテ鎮撫スルム苦シカラス」と述べている(第8条の7)²¹⁾。また、琉球処分の際の分遣隊常駐について、政府は「琉球ハ従来島津氏ヨリ士官を遣シ鎮撫シタレハ其例ニ循テ九州ノ鎮台ヨリ番兵ヲ出張セシムヘシ……番兵ハ外寇ヲ禦クノ備ヘニアラス琉球国内ヲ鎮撫センカ為メナレハ必シモ多人数ヲ要セサルヘシ」(「琉球国ノ処置を議ス」とその意図を述べており²²⁾、1885年12月、沖縄視察を終えた山県が政府に提出した「復命書」において山県も、琉球処分の際の軍隊派遣は南海防衛のためではなく、あくまで琉球人による反政府行動鎮圧のためであったことを吐露している。明治政府の改約分島論から窺えるように、戦略的な活用どころか、琉球は不平等条約改正のいわば“捨て石”とされかかったのである²³⁾。そして、海外派兵や琉球処分を巡る一連の経緯が如実に示したように、琉球の取り扱いが即国際問題と化すことが明らかになったにも拘わらず、清国の発言が沈静化したこともあり、日本政府はこれ以降も琉球の地政的価値を正面から直視する動きを見せなかった。

その後、清仏戦争が勃発(1884~5年)する。84年3月、クールベール仏極東艦隊司令長官は澎湖島を占領し、台湾を封鎖した。これに伴い清国軍艦が八重山近海に出没する等この地域の軍事的緊張が高まった。そのため、先述のように山県内相らが相次いで沖縄を視察したのであるが、「万一東洋多事ノ日ニ方リ、敵国ノ戦艦其港湾ニ拠リ、以テ軍隊ヲ屯スルノ地ト為サンモ測リ難シ」との危機意識を抱いた山県は、治安維持の目的から沖縄に配備されているわずかな兵員では南海の防衛は到底不可能であること、また琉球士族の「非武装論の守礼の邦」論は非現実的であり、力の空白は他国の軍事的介入を招くだけであるとして、沖縄地域の軍事力強化が急務だと「復命書」において指摘する²⁴⁾。ここに、沖縄の軍事戦略的重要性が初めて政府指導者に認識されたのである。山県の主張の背景には、この時期の日本陸軍が、既にそれまでの国内治安維持のための軍隊から外征軍へとその性格を変化させていたという事情も与かっていたが、こうした沖縄認識も、結局は一時的なものに終わる。クールベール提督の死去により清仏間に和議が成立、清仏戦争の終了によって澎湖島は清国に返還され、台湾の封鎖も解除され、この地域の緊張が緩和したからである。以後、日本の「利益線」(山県『隣邦兵備略』)が明確に朝鮮半島、そしてロシア方面に指向されるに及び、再び沖縄は戦略的考察の対象から外れることになる。

しかし、清仏戦争終了後も、英仏独スペイン、ロシア等の列強は引き続き台湾、澎湖島に強い関

心を示し続けた。その後、日清戦争によって日本が台湾、澎湖島を獲得することになるが、間もなく米西戦争によってアメリカがフィリピンを領有する。そして日露戦争の間、桂・タフト協定が締結されるが、これは台湾および南西諸島を基地とする日本の南方進出を米国が恐れたためである²⁵⁾。一方、明治政府においては、バシー海峡を挟んで、ともに中国大陸への経済的進出を目論むアメリカ(フィリピン)と日本が直接、国境を接するという情勢が出現したにも拘らず、最前線ともいえる台湾、そして南方進出の拠点および後方補強地となり得たであろう我が国固有の領土たる沖縄を如何に活用し、防御するかという戦略・地政的検討をなすこともなく、大陸経営問題にその関心を集中させていった。こうして、沖縄および南方軽視の安全保障意識が恒常化するのであるが、これは日本の対外脅威認識やその国防方針、さらには南方進出意欲ともおおいに絡む問題でもあった。

第1章 注釈

- 1) 1816年、ベイジル・ホール艦長の率いる2隻の英国軍艦が琉球に探検航海を行った。その航海記録の末尾でホールは「彼ら(琉球島民)が極めて内気な性格であって、本来、外国人に対しては疑い深いのだという点は特記しておくべき」と述べるとともに、「とはいえ、琉球は貿易船の航路とは外れた位置にあり、その物産には何の価値もない。住民は外国製品に関心を示さないし、かりに彼らがほしいと望んだとしても、支払いに必要な貨幣がないのである。従って、近い将来にこの島を再び訪れる者があるとは思えないのである」と記している。しかし約半世紀後、欧米の船舶は相次いで琉球を訪れ、ホールの予測は裏切られる結果となるのである。ベイジル・ホール『朝鮮・琉球航海記』春名徹訳(岩波書店、1986年)286~287ページ。
- 2) 本論においては、基本的に「沖縄」の表記を用いることとするが、明治政府による沖縄県設置(1879年)の時期までは、歴史的文脈の中に添った記述においては「琉球」という表現も使用する。「琉球処分」のように既に学芸的に確立した用語については、当然それに拠った。なお、単に沖縄及び琉球と表記する場合には、その範囲に諸島地域も含むものとし、沖縄本島だけを論ずる際には「沖縄本島」と明記するようにした。
- 3) 石井孝『日本開国史』(吉川好文館、1972年)33ページ。
- 4) ペリーの行動が砲艦外交、即ち、軍事的威嚇による交渉であったことは、幕府のオランダ語通詞堀達之助が書き残した次のようなペリーの発言録からも明らかである。「もしも我が方の要求を承諾しなかった場合には、ただちに戦争をする用意がある。戦争になった場合、日本近海に50隻のアメリカ軍艦が待機している。なおまた、アメリカ本国のカリフォルニアにも50隻の軍艦が出動準備を整えていて、連絡をとり次第、20日以内に江戸湾に来る手筈になっている」松本健一『白旗伝説』(新潮社、1995年)217ページ。難破した米国捕鯨船ラゴダ号の乗員が長崎に拘留された際、米東インド艦隊プレブル号艦長グリーン中佐は、長崎奉行に「フェートン号の再来」を仄めかしてその身柄引き受けに成功するが、ビッドルの失敗やこのグリーン中佐の報告例を参考に、ペリーは日本との交渉にあたっては圧力をかけるのが効果的だと考えていた節が窺える。米国の“威圧による対日交渉”の嚆矢がこのペリー来航であったことは、小澤四郎『日本人の失敗』(リヨン社、1990年)86~88ページ参照。
- 5) ペルリ提督『日本遠征記(3)』土屋喬雄他訳(岩波書店、1953年)131ページ。
- 6) 石井孝、前掲書、35ページ。翌年、四度目の琉球訪問の際、遠征記は次のように記している。「琉球人の意嚮がより高い文明と接触するのを喜んでいるということから見て、且つは専制的な支配者の抑圧的な暴虐に対して彼等が抱いていると思われる心持ちから見て、彼等が日本の専制主義から独立せしめ得られるような政治的地位に置かれるのを喜ぶであろうと推測するのは不当な推測ではなかった」ペルリ提督『日本遠征記(3)』、124ページ。
- 7) ペルリ提督、前掲書、39ページ以下。
- 8) ペルリ提督、前掲書、45ページ。
- 9) ペルリ提督、前掲書、90~91ページ。

- 10) フランス軍艦アルクメール号の艦長デュブランは琉球王府に対し、清国がアヘン戦争に破れて賠償金を支払ったこと、領土の割譲を認めたことなどを告げ、琉球にも英国の脅威が迫っており、それに対処するには琉球がフランスの保護国となる以外にない等と脅したうえで、通信、貿易、不況の3項目の受け入れを迫った。琉球王府がこれを拒絶すると、再度の来航に備えて琉球言語を習得せしめるという名目で、宣教師フォルカドと中国人通事を残留させたのである。上原兼善他『南島の風土と歴史』(山川出版、1978年)187ページ。
- 11) ペルリ提督、前掲書、124ページ。
- 12) ペルリ提督『日本遠征記(4)』土屋喬雄他訳(岩波書店、1955年)202ページ。
- 13) 法務将校のグラッソン少佐から報告を受けたペリーは、報復を招いた原因は米兵にあったことを確信したが、彼に暴行を加えた島民も法によって裁かれるべきだと判断、琉球の行政長官に対し、アメリカに干渉する意志のないことを示すとともに、琉球の法律によって犯人を裁くことを強く要求した。一方、ペリーは婦女暴行に加担し、逃げ帰った米兵2人に対し、米側で軍法会議に付して比して嚴重な処罰をおこなっている。ペルリ提督、『日本遠征記(4)』、203ページ。
- 14) 翌54年、二度目の訪日の際にもペリーはまず琉球を訪問しているが、那覇寄港中、彼は海軍長官に対し、日本が要求を容れない場合の琉球占領を主張、かかる措置は他の列強が琉球を獲得する前の予防措置にもなると述べている。しかし、海軍長官は大統領にも困ったうえで、日米和親条約締結の後ではあるが、「現有する以降以上の緊急有力な理由がない限り、議会の承認なしにかような遠隔地にある島の占領・保持は認められないとして、ペリーの琉球占領案を退けている。
- 15) 信夫清三郎編『日本外交史I』(毎日新聞社、1974年)86ページ。
- 16) こうした脱琉渡清行為は琉球処分後も続いた。1882年から84年にかけて、はっきり掌握されただけでも120名の者が脱琉渡清に走った。彼らは福州の琉球館を拠点に、清国政府への嘆願活動を展開し、ある者は帰県して国内の旧支配層と連携しつつ王国復旧への夢を燃やし続け、こうした動きが清国政府を動かす一因ともなった。上原兼善他、前掲書、136ページ。琉球処分に反発する琉球側の抵抗運動の実態については、我部政明「琉球から沖縄へ」朝尾直弘他編『岩波講座：日本通史第16巻 近代1』(岩波書店、1994年)、147～154ページ参照。
- 17) この時、琉球側は、「1. 夫レ琉球ハ南海ノ一孤島ニシテ如何ナル兵備ヲナシ如何ナル方策ヲ設クルトモ以テ他ノ敵国外患ニ当ツヘキ力ナシ 2. 此小国ニシテ兵アリカアル形ヲ示サバ却テ求テ敵国外患を招クノ基トナリ国遂ニ危シ 3. 寧ロ兵ナク力ナク惟礼儀柔順ヲ以テ外ニ対シ所謂柔能剛ヲ以テ国ヲ保ツニ如カス」と論じて、軍隊の移駐に反対したが、日本政府は「抑モ政府ノ国内ヲ経営スルニ当テハ其要地所在ニ鎮台又ハ分営ヲ散置シテ以テ其地方ノ変ニ備フ是政府国土人民ノ安寧ヲ保護スルノ本文義務ニシテ、他ヨリ之ヲ拒ミ得ルノ権利ナシ是断然御達シニ相成リタル所以也」として、派兵を強行した。
- 18) 松田道之は内務卿伊藤博文に提出した「琉球藩処分案」(1878年11月)のなかで、「土人に於いては藩主あるを知って天皇陛下あるを知らず、藩政府あるを知って本邦政府あるを知らず、随って藩王を尊信するの厚き実に無量にして、藩王のためには生命を絶ち財産を棄つるも決して惜しまざるの情あり」と述べている。それ故に彼は、琉球処分直後に出した一般の人民に対する告諭において、「琉球は古来我が日本国の属地にして、藩王始め人民に至る迄皆共に本邦天皇陛下の臣民なれば、其政令に従はざるべからず」と、天皇制国家への忠誠を求めねばならなかったのである。上原兼善他、前掲書、212ページ。
- 19) 1872年12月、政府は副島外務卿の希望により、台湾や南清の事情に精通した前アモイ駐在アメリカ領事ル・シャンドル(中国名李仙得)を外務省二等出仕の格で雇用した。このシャンドルは同年末から73年初めにかけて数通の覚書を提出し、台湾や澎湖諸島は東アジアの戦略上の要衝であるとして、その占拠を助言したが、その際彼は、台湾・澎湖諸島進出の基地として琉球諸島の軍事的重要性をも指摘した。77年7月、外務卿代理森有礼は、ロンドンで発行された「東洋雑誌」が「琉球の如きその地位至便を占むるの群島を有するは、一旦事あるの日、大国のため極めてその便益たるは論を俟たざる所……今もし我が英国においてこの如き群島を得、戍兵を置き、太平洋海中屯筈のとおおろとせば、東洋における英国の地位は尚幾歩を進るを知るべからず」と論じていることを知り、これを本国に報告している。かように、外国人からの指摘を待つ

- て、はじめて琉球の戦略的価値に思惟をめぐらすというのが、当時の日本政府の実情であった。外務省編『日本外交文書第10巻』194～9ページ。
- 20) 明治政府が琉球への軍隊派遣の必要性を具体的に検討しはじめるのは、1875年5月の「其藩内保護之メ第六軍管熊本鎮台分営被置候」という布達に溯ることができ、同年12月、陸軍卿山県有朋は兵営建設予定地である那覇の現地調査を命じている。翌76年5月26日、明治政府は熊本鎮台歩兵第一分隊の琉球派遣を決定し、大尉以下25名の派遣を布達。その後、79年の琉球処分時には分遣隊半大隊を増員し、さらに兵舎を首里城内に移している。我部政明、前掲書、161～2ページ。
- 21) 松田道之「琉球藩処分方法案」芝原拓自他編『日本近代思想大系12:対外観』(岩波書店、1988年)87～92ページ。
- 22) 琉球政府編『沖縄県史12:沖縄県関係各省公文書1』(琉球政府、1966年)4ページ。
- 23) 政府の改約分島論及び日清交渉の失敗に対して国内では種々の論議が噴出したが、その中で71年3月15、18日の「朝野新聞」は「琉球は小ナリト雖モ尚ホ十五万余の民アリ。物産寥寥タリト雖モ奨励シテ之ヲ増幅スルノ道ナキニ非ズ。是レ之レヲ有スル一益ナリ。又良港アリ、他日我が国威ヲシテ益ズ振張セシムルノ際、海軍ノ屯集所ニ供用シテ、支那海及び群島海ニ縦横航行スルノ根拠地ト為スニ足ル。是レ之レヲ有スル二益ナリ。若シ他国ヲ以テ琉球ヲ占メ之ヲ根拠ト為シテ其ノ軍艦我が南海ニ出沒スルアラバ、我邦其ノ害ニ罹ラザルヲ得ズ。我レ先ズ占領スレバ此患ナシ。是レ之レヲ有スル三益ナリ。而シテ今此島嶼を挙ゲテ清国ニ与フルトキハ、彼レ我が東洋政略ノ為メ且ツ自国ノ經濟ヲ保持スルガ為メニ枉ゲテ此讓ヲ為スヲ知ラズ。其尊大頑冥ノ思想ヨリ我邦ガ道理ニ伏シ威力ニ屈シテ之ヲ為スト妄測シ、他日彼我交渉ノコトアル、彼レ必ズ此ニ類スル不理ヲ主張シテ其私論ヲ逞ウセントスルハ俟タズ。是レ之レヲ与フルノ一損ナリ。・・・之ヲ清国ニ交付セシ以後蛮人ノ凶悪放恣ナルハ全ク旧時ニ復シ毫モ統一スル所アル無シ。之ニ由ッテ視レバ、彼レ琉球ヲ得ルト雖モ只属国ノ虚名ヲ貪ッテ其实之ヲ放擲シテ統括セザルヤ知ルベシ。他ノ強国若シ其機ヲ察シ辞柄ヲ設ケテ之ヲ奪フコトアラバ、我邦は直ニ強国ノ要衝ニ当ラザルヲ得ズ。就中魯国ノ如キ、亜細亞東洋ニ於テ一ノ屯艦所ヲ有シ、其ノ多年貯蔵スル大志ヲ遂グルノ方便ニ供セントハ与希望スルヤ久シ。」と琉球諸島が我が国の海外発展に不可欠の要衝であること、またロシアの同地への進出をも懸念して、琉球は絶対に手放すべきではないとの論陣を張った。朝野新聞「東洋の風浪」芝原拓自他編、前掲書、440～444ページ。
- 24) 我部政明、前掲書、168～169ページ。
- 25) 杉田一次『近代日本の政戦略』(原書房、1978年)368ページ。